RQC・KSCC　F500車両規定

第１条　エンジン及び補機

エンジンは２輪及び４輪自動車のものが総て認められるが必ず市販されている車輌に搭載されているものでなければならずレース用又は実験用等の目的で特別に開発されたものであってはならない。又その改造は次の各項を除き自由である。

⑴ シリンダーヘット及びシリンダーブロックは元の車のものを使用しなければならない。
⑵ カムシャフトの位置及び数は変更出来ない。
⑶ 燃料の供給方式は自由であるが過給装置を取付けた場合は気筒容積の1.4倍がクラス区分の容積となる。
⑷ 有効な自動始動装置を有する事。

第２条　気筒容積

500ccを含み500ccまで
但しロータリーピストンエンジンは作動室の最大及び最小容積の差の２倍の数値を気筒容積とする。

第３条　最低重量

250kg
但し冷却水、オイルを満たし燃料を除いた重量とする。
バラストを取付けて重量を満たす事は認められるが取外し可能なものであってはならない。
バラストは工具を以って取付け封印する事が可能でなければならない。

第４条　後退ギヤ及びギヤボックス。

前進５段迄であれば自由とする又後退ギヤは無くても良い。
差動装置の有無及びロックは自由とする。

第５条　寸　　法

最小限ホイールベース　170cm
最少限トラック　　100cm

第６条　構　　造

⑴ 左右対象である事。即ちドライバーが着席し出走出来る状態で計量し、左右の重量差が5%以内でなければならない。
⑵ 各ホイールは車体外にあり、車体はホイールの内面に接する垂直面を出ない事(前後ホイールの中心線の間)前後トラックが異なる場合は前輪を基準とする。
⑶ 車体の前部にスポイラーを取付ける事は自由であるが前輪の中心より外に出てはならない。車休の後部に別個の構造のウイングの取付けは禁止する。但し車体自体がウイングの役目をする構造の場合はその高さが床面より90cm以内であればよい。
⑷ 運転席(コクピット)はドアを開き又はパネルを取外すことなく乗り降り出来なければならない。
⑸ 安全ベルトの取付けは自由とする。

第７条　排　気　管

排気管の出口が水平に後方に向けられている場合は地面より30cm以上60cm以下の高さで車体の全長を25cm以上突出ていてはならない。
排気管は脱落を防止する確実な配慮を特に要求される。

第８条　燃料タンク

⑴ 燃料タンクはUSAC又はFIAの仕様に準拠するものである事。

⑵ タンク本体は車体より外に出して取付けてはならず、又注入口及びキャップは車体外板より出してはならない。

⑶ タンクと外気を結ぶブリーザーパイプは走行中の燃料洩れを防止出来る事。又その空気孔はコクピットより後方になければならない。

第９条　潤滑油の補給口

潤滑油の補給は競技中は一切認められない。
又補給口は封印の可能な構造でなければならない。

第10条　オイルキャッチタンク

エンジン又はギヤボックスのためのオイルキャッチタンクは最小限１リットルの容積を必要とされる。

第11条　配線その他の防災処置

バッテリーをコクピット内に装備する場合は完全に固定出来る装置にしなければならない。
又配線のコクピット内を通る部分或は接続部分・電気部品スイッチ等のある部分は防漏材、防災材で覆う等の配慮がなされていなければならない。
万一燃料が漏れてもそれが累積しない構造であると同時に配線等もそれによって濡れない位置になければならない。
又燃料タンクと配線が接触したり燃料配管と配線が一諸になされてはならない。

第12条　電気回路開閉装置

バッテリーの電流を基本的に断続する電気回路開閉装置を取付け外部或は内部から容易に操作出来る様にし、その位置は車体にスパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示する事。

第13条　消　火　器

車両には一つはコクピット内に一つは燃料供給装置に向けられた吐出口を持つ消火装置を設備し、その作動はドライバーが運転姿勢の儘でも又は外部の救急者でも容易に操作出来なければならない。
又その位置はＥの文字を〇印で囲み表示すること。消火器の容量は少くとも2.5Kgを必要とする。

第14条　制動安全装置

同一のペダルで通常は４輪を制御しパイプ又は伝動装置に損傷を生じた場合でも前２輪又は後２輪を制御する事の出来るブレーキ装置を備へなければならない。

第15条　ロールバー

ロールバーの寸法は最低ドライバーの背柱の線に沿って床面より超常頂部まで92cmでなければならない。又ドライバーが着席してヘルメットの頂部より5cm以上高くその巾はドライバーの肩の高さで38cm以上でなければならない。
旦つ、その材質及び構造は管経3.0cm以上肉厚2mm以上のモリブデン鋼又はそれに準ずる強度を有する鋼管を使用しバーの頂点から水平に計り60°を超えない少なくても１本の支柱を取付けたものであること。

第16条　最低重量に対する安全装備の影響

ロールバー、安全燃料タンク、消火装置これ等３つの有効な安全装置の適用はその車輛の最低重量に各々10kgの増量が付加されて認められる。